

熊取町中規模小売店舗の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な地域経済の発展及び住民生活の向上に寄与するため、中規模小売店舗の設置に関する情報の把握について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の異議は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含むものとする。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一つの建物であって、店舗面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル以下のものをいう。

(新設の届出)

第3条 中規模小売店舗の新設（建物の店舗面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ熊取町中規模小売店舗設置届出書（別記様式）に必要な書類を添付して町長に届出なければならない。

(届出時期)

第4条 前条の届出は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発許可を要する場合 事前協議申請時
- (2) 熊取町開発指導要綱（昭和49年4月1日制定）に該当する場合 事前協議申請時
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を要する場合 建築確認申請時
- (4) 前3号に該当しない場合は、商業施設となる前

(設置計画の周知)

第5条 町長は、第3条の届出書を受理したときは、その内容を熊取町商工会に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成12年12月1日から施行とする。
(熊取町小売商業店舗新設等調整指導要綱の廃止)
- 2 熊取町小売商業店舗新設等調整指導要綱（昭和61年制定）は、廃止とする。